

考察：「自立活動」の指導案に

「知識・能力」「思考・判断・表現力」「学びに向かう力・人間性」や
主体的・対話的で深い学びの記載は基本的にしないのではないのか？

「学習指導要領の改定によって、全国で指導案のフォーマットが書き換えられました。「教科別の指導」の指導案においては「育成を目指す資質・能力」が学習指導要領各教科編に明記されたことにより、三つの柱によって目標や評価を記載する形となっていますよね。

「さて、では「自立活動」の指導案ではどうでしょうか？私の周りでは少し混乱があるので、順を追って考えてみたいと思います。

「復習からですが基礎・基本の理解が大切で、「育成を目指す資質・能力の三つの柱」は、

- (1)生きて働く知識技能の習得
- (2)未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
- (3)学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

とされています。（第一章総則 1-3）

「まずは、学習指導要領の各教科編を見てください。「教科別の指導」の目標は（1）（2）（3）の三つの柱に沿って内容が構成されています。また、この学習指導要領に示されていることを学ぶことでこの三つの柱を偏り無く実現できるようになっているとされています。

「さて、次に学習指導要領の『自立活動編』を見てみると

「三つの柱に沿って内容が構成」はされていない!!!

と気づきます。

「この「各教科編」と「自立活動編」の学習指導要領自体の違いが大切で、

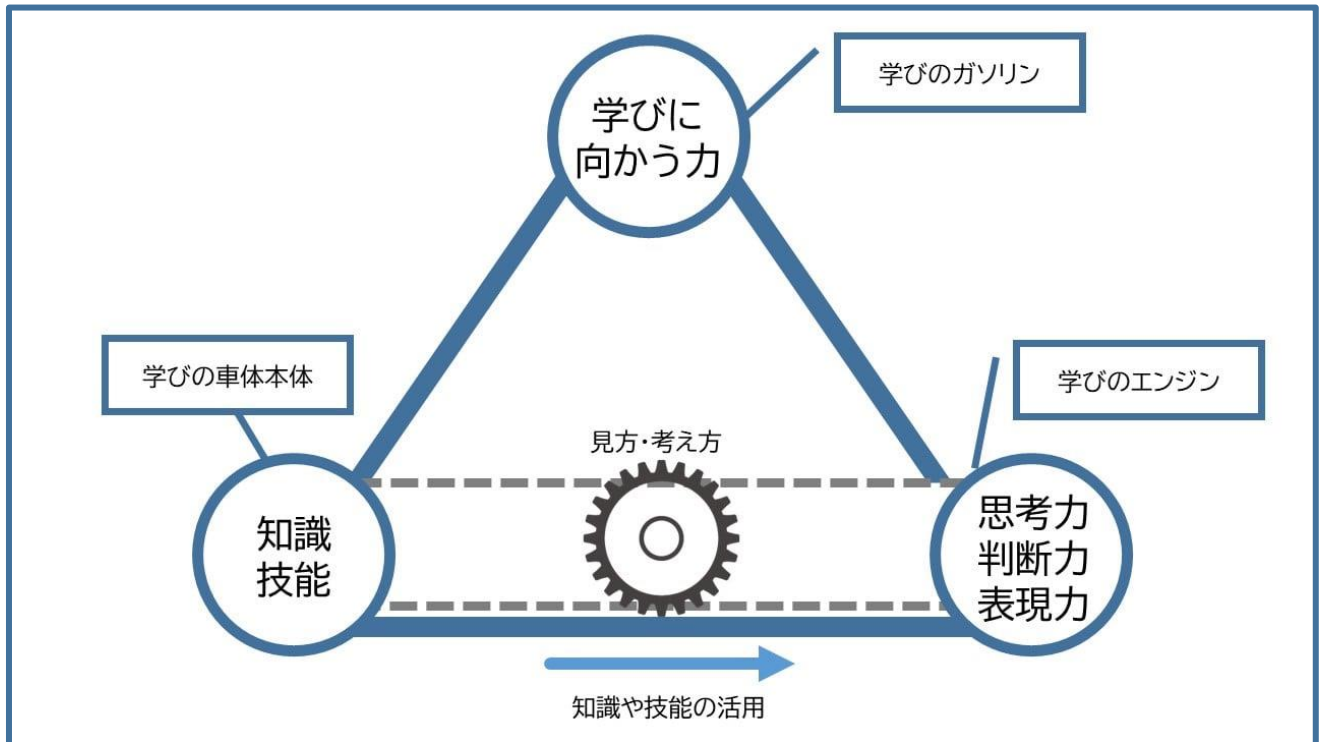
- ★教科別の指導⇒ その教科を通して育む資質や能力の記載が段階とともに記載されている。
 - ★自立活動 ⇒ 指導内容を出す為の6区分27項目の記載だけになっている(三つの柱の記載は無い)。
- となっています。

「また、言うまでも無く自立活動の定義は「…心身の調和的発達の基盤を培う」なのですが、改めて分解して考えてみると、前半部分の「心身の調和的発達」は、

- 「心身の調和的発達」
- ⇒「生きる力」の実現
- =「育成を目指す資質・能力」の実現
- =「教科別の指導+全人的な発達」

…で、後半部の「基盤を培う」を担う自立活動は、それ等の基盤を養う（6区分27項目に基づいて下支えをする）ものとして作られています。

「また、ちょっと違った角度から車の例えを使って理解してみると、今回の育成を目指す資質能力の三本柱は(1)本体(2)エンジン(3)ガソリンが車の構造のようにクルクルと回りながら動き、また(1)本体と(2)エンジンの間では「見方・考え方」が養われていく構造になっているので(図：参考文献は「見方・考え方-社会科編-」P15 東洋館出版)、自立活動の指導内容はその内のどれかに位置付くというよりは、それらを下支えしている部品や成分のようなものと考えられます。



「見方・考え方-社会科編-」P15 東洋館出版を参考。

「仮に自立活動が上記の「育成を目指す資質・能力」の仕組みを使って学習するものとする、対話を通して「自立活動を通して育む資質・能力の獲得」に向かい、自立活動特有の「見方・考え方」の獲得をするというゴールを目指す????ということになります。しかし、それは「一人ひとりの中心課題・指導目標の設定から6区分27項目を通して指導内容を出すという「流れ図」に表される流れや、その教育成果がその子の困難を改善していくという自立活動のゴールと異なる」ということになってしまいます。また、繰り返しとなりますが、学習指導要領の自立活動編には自立活動の「資質・能力」や「見方・考え方」は定められていません。自立活動のゴールは「流れ図」によって出てくる仕組みです。なので、自立活動で三つの柱を使っちゃダメ!!というよりは使うとゴールがぼやけて混乱するのだと考えられます。

「一方で、教育方略の「主体的・対話的で深い学び」については、6区分27項目を通した自立活動の指導内容が、集団ないしは自身との対話を通すという方略を必要とする場合にはもちろん活用することはできると思いますが、必ずしも必要ではないということになると考えられます。

★教科別の指導は「育成を目指す資質・能力」の育成を目的として、教育成果は各教科に定められたその教科を通して育む資質・能力の獲得に向けられている。

★自立活動は自立活動編の「流れ図」を用いて各々の中心課題から指導目標を定め、6区分27項目のフィルタを通して、一人ひとりに応じた指導内容を決めて取り組む仕組みになっていて、その教育成果は一人ひとりに応じた障害による困難の改善に向けられている。

「最後に、オススメの自立活動理解資料として、島根県の自立活動内容理解表(令和2年度版)と岡山県の自立活動ハンドブックを推薦します。双方、簡潔且つポイントが押さえられています。